

盛岡市立東中野運動広場の指定期間延長について

盛岡市（以下、市とする）は、次に掲げる条件全てが満たされていると判断した場合、盛岡市立東中野運動広場指定管理者募集要項に掲げた指定期間について、最大5年間の指定期間の延長を行うことがある。

1 延長の条件

- (1) 対象施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- (2) 建替えや大規模改修など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。
- (3) 対象施設の指定管理者の管理運営状況（※総括評価の結果）が優良（「S」評価）であること。
- (4) 次期の協定条件について、市と指定管理者の双方が合意できること。
- (5) その他募集要項で示した延長のための条件を満たしていること。
- (6) 改めて市議会の議決が得られること。
- (7) 新規に指定管理者制度を導入した施設ではないこと。

※ 総括評価

モニタリング及び単年度ごとの達成状況等を振り返る年度評価の結果を踏まえ、施設の管理運営上の課題の把握、今後の改善につなげることを目的に実施するもの。

2 延長のスケジュール（n年：指定期間が終了する年（以下同じ））

- (1) 延長の条件に掲げた(1)(2)(3)(5)(7)を満たしているか市が確認する。
令和n-2年12月頃まで
- (2) 次期協定条件について、市と指定管理者で協議
令和n-1年2月～令和n-1年3月
- (3) 次期協定条件及び指定管理料について合意
令和n-1年7月頃まで
- (4) 再指定（指定期間延長）の議決（債務負担行為の設定を含む）
令和n-1年12月市議会提出

3 延長に至らない場合の措置

指定管理者が延長を受けられないこととなっても、理由の如何にかかわらず、市は指定管理者に対して生じた損害の賠償の責めを負わない。